

令和6年2月29日

伊達市長 堀井 敬太 様

伊達市上館山地区換地委員会

委員長 山木 忠吉

令和5年度伊達市上館山地区換地委員会に係る審議について（答申）

令和6年2月16日付けで諮問がありましたこのことについて、下記のとおり、答申いたします。

記

- ・一時利用地の指定に関すること
内容は別添のとおり

諮 問 事 項	答 申 の 内 容
<p>(1) 一時利用地の指定に関すること</p>	<p>1 一時利用地の指定基準の策定 令和5年度の工事区域である上館山3工区の一時的利用地の指定について審議を行った。 当該工区の一時的用地にあつては、設計協議の段階で関係権利者間で十分協議の上、決定したものであるため、換地委員会において承認され、別添のとおり決定した。</p> <p>2 一時利用地の指定の選定基準 従前地積は公簿上の地積で算定され、一時利用地積は工事出来形図面を活用した求積により算定されていることを確認した。 また、指定基準地積にあつては、機能交換による市有地積が増加したことにより、民有地はそれぞれ減歩となっている。</p> <p>3 諸権利の調整 当該工区にあつては、単年度で工事が完了したことから、数年度にまたがることによる土地の所有権及び耕作権等の調整等は行っていないことを確認した。</p>

個人情報保護のため資料非公開